

## 誤払補正

○ 元利金・所得税および地方税の補正は、次の方法により補正用の国債元利金支払票を作成し、請求者と精算する。

\* 誤払補正を行うときは、事前に統轄店（本店管下代理店は業務局国債業務グループ。以下250において同じ。）へ適宜の方法により連絡のうえ手続を進める。

⇒ 国債元利金受払報告表の補正・261③参照

## 〔補正方法一覧〕

誤りの内容	支払票の作成要領	請求者との精算方法
① 支払期日未到来分または失効分の誤払のため、支払済証券類等の返送を受けたとき	○ 誤払の証券、利賦札、領収証書の元利金額、税額、税差引額について作成する。 ・枚数、金額は赤色で記載する。 記載例1参照	○ 誤払の証券、利賦札、領収証書と引換えに、誤払の元利金支払額（利子について所得税、地方税を徴収しているときは税差引額）の全額をれい入させる。
② 元利金の過剰払のとき （徴収税額の不足（徴収もれを含む。）による過剰払は後記⑤に該当）	○ 過剰額についてだけ作成する。 ・金額は赤色で記載する。 記載例2参照	○ 過剰額をれい入させる。
③ 元利金の不足払のとき （徴収税額の過剰による不足払は後記④に該当）	○ 不足額についてだけ作成する。 ・金額は黒色で記載する。 記載例2参照	○ 不足額を追加払する。
④ 利子にかかる所得税、地方税の徴収額が過剰のとき（非課税分について徴収したときを含む。）	〔所得税・地方税〕 ○ 徴収税額の過剰額についてだけ作成する。 ・金額は黒色で記載する。 ・資金請求額欄は記載を要しない。 記載例3参照	○ 過剰額を払戻す。
⑤ 利子にかかる所得税、地方税の徴収額が不足のとき（徴収もれの時を含む。）	〔所得税・地方税〕 ○ 徴収税額の不足額についてだけ作成する。 ・金額は赤色で記載する。 ・資金請求額欄は記載を要しない。 記載例3参照	○ 不足額を追加徴収する。

○ 上記①のとき

- 支払期日未到来の証券類は、廃印を取消して請求者に返す。

⇒ 142②参照・廃印の取消方法

- 失効証券類は、なるべく提出させるよう取計らう。

⇒ 810参照・失効証券類の取扱

○ 誤払の支払票（登録国債のときは支払済の登録国債元金（または利子）支払通知書）と補正用の支払票との関連が明らかになるよう、双方の支払票の下部余白に次の表示をする。

- ・ 誤払の支払票……「〇年〇月〇日補正」の旨
- ・ 補正用の支払票…「〇年〇月〇日支払分補正」の旨および補正の事由・内容

以後の取扱は「260元利  
払の取まとめ」へ続く

**支払票の記載例 1**——支払期日未到来分または失効分の誤払を補正するとき

〔設例 1〕 28年12月20日に支払った利札のなかに29年12月20日渡利付国庫債券(20年)第56回100万円券の利札2枚が混入していたことが判明したため、28年12月26日にその支払額をれい入させることとした。

書式No.320

**国債元利金支払票**

① ↓

請求者		住所 東京都中央区日本橋本石町2-1-1		番号札		税区分		1. 居住者 2. 内国法人 3. その他 ( )		
氏名(名称) 甲野 太郎										
元 金		利 子								
種 別	枚数	金 額	1 枚 当 り の 金 額			合 計 金 額				
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
証 国債名称 ( )	枚	円	利 国債名称 ( ② )	円	円	円	枚	円	円	円
"			"	10,000	1,531	500	2	20,000	3,062	1,000
"			"				③			
減紛失利賦札 元利金(償還 金)領収証書										
賦 札			計				(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額							15,938

支払済印  
⑤  
28.12.26

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

④ 28.12.20 支払分補正 (誤れい入)

資金請求額 (A+イ) 円 20,000	支払額 (A+B) 円 15,938
-------------------------	-----------------------

● 自店保管 (保管期間5年)

- ① 税区分欄は適宜使用してよい。
- ② 補正用のときは、すべて国債名称の記載を省略してよい。
- ③ 枚数・金額は赤色で記載する。
  - 誤払の利子について復興特別所得税が課されるときは、「所得税額」欄に復興特別所得税を含む金額を記載する。
- ④ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由を記載する。
- ⑤ れい入日付を表示する。

\* 誤払分の支払票の下部余白に「28.12.26補正」と表示する。

## 支払票の記載例2——元利金の過剰払または不足払を補正するとき

〔設例2〕 28年3月22日取扱の利払において、利付国庫債券（20年）第32回10万円券の利札10枚18,600円（終期利子）を誤って、18,500円（半期利子）として支払っていたことが判明したため、28年3月25日に次のとおり差額80円を追加払することとした。終期利子の支払期は28年3月21日。

	(正当)	(誤り)	(補正額)
利子額	18,600円	18,500円	100円
所得税額	2,840	2,830	10
地方税額	930	920	10
税差引額	14,830	14,750	80
資金請求額	18,600	18,500	100

書式No.320

### 国債元利金支払票

住所 東京都中央区日本橋本町2-1-1			番号札			1. 居住者 2. 内国法人 3. その他				
請求者 氏名(名称) 甲野 太郎			税区分							
元 金			利 子							
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額			合 計 金 額				
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
証 国債名称 ( )	枚	円	利 国債名称 ( ② )	円	円	円	枚	円	円	円
"			"					100	10	10
"			"							
"			"							
減額失利賦札 元利金(償還 金)額取証書										
賦 札			計					(イ)	(ロ)	(ハ)
計	(A)		税 差 引 額			(B) (イ)-(ロ+ハ)				

⑤ 28.3.22 支払分補正(追加払)  
(元)円 (誤)円

利子額	18,600	18,500
所得税額	2,840	2,830
地方税額	930	920
支払額	14,830	14,750
資金請求額	18,600	18,500

⑥ 支払済印  
28.3.25

④ 80

④ 100

④ 80

④ 80

- 自店保管（保管期間5年）

- ① 税区分欄は適宜使用してよい。
- ② 補正用のときは、すべて国債名称の記載を省略してよい。
- ③ 1枚当りの金額、枚数は記載を要しない。
- ④ 金額は黒色で記載する。
  - 過剰払によるれい入のときは、金額を赤色で記載する。
  - 誤払の利子について復興特別所得税が課されるときは、「所得税額」欄に復興特別所得税を含む金額を記載する。
- ⑤ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由・内容を記載する。
  - 過剰払によるれい入のときは、補正の事由を「(れい入)」と記載する。
  - 誤払の利子について復興特別所得税が課されるときは、所得税額に復興特別所得税を含む金額を記載する。
- ⑥ 追加払（またはれい入）日付を表示する。

\* 誤払分の支払票の下部余白に「28.3.25補正」と表示する。

**支払票の記載例3**——利子にかかる所得税額、地方税額の過剰または不足を補正するとき

〔設例3〕 28年12月20日取扱の利払において、利付国庫債券（20年）第56回100万円券の利札3枚について所得税15.315%を誤って20%で計算していたことが判明したため、28年12月26日に次のとおり差額1,407円を払戻すこととした。

	(正当)	(誤り)	(補正額)
利子額	30,000円	30,000円	—円
所得税額	4,593	6,000	△1,407
地方税額	1,500	1,500	—
税差引額	23,907	22,500	1,407
資金請求額	30,000	30,000	—

書式No.320  
**国債元利金支払票**

請求者 住所 東京都中央区日本橋本石町2-1-1  
氏名(名称) 甲野 太郎

番号札 ①  
税区分 1. 居住者  
2. 内国法人  
3. その他

元 金		利 子								
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額				合 計 金 額			
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
証 国債名称	枚	円	利 国債名称	円	円	円	枚	円	円	円
( )			( )							
"			"							
( )			( )							
			"							
( )			( )							
減紛失利賦札 元利金(償還金) 領収証書										
賦 札			計				(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額				(B)	(イ)-(ロ+ハ)		

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

⑤ 28.12.20 支払分補正 (過剰税額払戻)  
 (正) 円 (誤) 円  
 利子額 30,000 30,000  
 所得税額 4,593 6,000  
 地方税額 1,500 1,500  
 支払額 23,907 22,500  
 資金請求額 30,000 30,000

④ 資金請求額 (A+イ) 円

支払額 (A+B) 円  
③ 1,407

⑥ 28.12.26 支払済印

● 自店保管 (保管期間5年)

- ① 税区分欄は適宜使用してよい。
- ② この欄は記載を要しない。
- ③ 金額は黒色で記載する。
  - 徴収税額の不足による追加徴収のときは、金額を**赤色**で記載する。
  - 徴収税額に復興特別所得税が含まれるときは、復興特別所得税を含む金額を記載する。
- ④ 資金請求額欄は記載を要しない。
- ⑤ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由・内容を記載する。
  - 徴収税額の不足による追加徴収のときは、補正の事由を「(不足税額追加徴収)」と記載する。
  - 徴収税額に復興特別所得税が含まれるときは、所得税額に復興特別所得税を含む金額を記載する。
- ⑥ 払戻し (または追加徴収) 日付を表示する。

\* 誤払分の支払票の下部余白に「28.12.26補正」と表示する。

\* 地方税額にかかる補正のときも本記載例に準じて作成する。